

倉渕・細野地区有害鳥獣（ニホンジカ）の誘引捕獲委託事業(R 6 明許)

特記仕様書

1 事業の目的

近年のニホンジカ（以下、シカという。）個体数の急激な増加に伴い、深刻化の一途をたどるシカによる森林被害対策は喫緊の課題であり、シカ被害に歯止めをかけるため、国としてシカ個体数の半減を目標に掲げ、国をあげて問題解決に向けシカ被害対策に取り組むこととしている。

森林においては、シカによる造林木への食害や剥皮等の被害、植栽木が食害されることにより伐採後の更新が困難な森林が発生し、森林施業に支障をきたし、林業が成り立たなくなる。また、下層植生の消失により、土砂流出や崩壊が発生し国土保全上重大な問題となる。

このような中で、令和 4 年にはシカの生息密度が公表され、高密度のエリアが広域に及んでいることが明らかになったところである。繁殖力旺盛なシカの捕獲等を行わなければ、さらなる生息密度の増加や分布の拡大が想定され、森林の多面的機能の発揮等の多大な影響が懸念されるため、本事業では、国として広域的にシカ捕獲等を実施することを目的としている。

2 事業区域

(1) 倉渕・細野地区

群馬県安中市松井田町上増田字増田山外国有林 182 林班外

(位置図参照)

3 捕獲対象鳥獣及び捕獲目標頭数

ニホンジカ 50 頭（頭数はあくまで目安であり、制限するものではない）

4 事業内容

本事業は、共通仕様書に定めるもののほか、(1)から(4)により実施するので、監督職員と委託事業開始時及び報告書作成時に打合せ等を行うこと。

(1) 計画準備

ア 事業計画書の作成

共通仕様書 1. 10 の事業計画書の作成は、事業全体の推進・調整を図るため、監督職員と打合せを行うとともに、必要に応じて野生鳥獣被害対策に係る関係行政機関等と打合せを行い、関係者の意見を踏まえながら作成すること。また、クマ等の錯誤捕獲があった場合の対応方法についても記載することとし、関係市町村と調整の上、記載すること。

イ 有害鳥獣捕獲許可の申請等について

本事業を実施するための有害鳥獣捕獲許可申請は、受託者が作成のうえ該当市町村長に申請し、捕獲作業実施前までに許可を得ること。

(2) 誘引捕獲の実施方法

ア 誘引作業の方法

くくりわな（以下、わなという。）による捕獲作業を実施する前日（1 回の捕獲期間 4

日間のうち1日目)にシカ以外の大型哺乳動物を誘引しにくい草食動物用乾燥餌(以下、誘引餌という。)の設置を行うこと。また、捕獲作業中は、見回り時(1回の捕獲期間4日間のうち2,3日目)にわな設置箇所の周囲に必要な応じて誘引餌を補充すること。

誘引餌は別添「貸与物品等一覧表」のとおりヘイキューブを購入し、領収書等の写しを監督職員に提出し、現物の数量等の確認を受けてから、わな設置(予定)箇所1箇所あたり1kgを標準として使用すること。なお、納品先が受託者の事務所等で、監督職員による現物の確認が厳しい場合は、数量等が確認できる写真での提出でもよいこととする。

10日間程度誘引餌を置いても採食が確認できなければ別の候補地を検討すること。また、誘引が不調で古い誘引餌が残っている場合は定期的に除去・林内埋設し、残った誘引餌のうえに新しい誘引餌を置き続けることのないようにすること。

誘引餌が残った場合は、監督職員に引き渡すこと。

イ 捕獲作業の方法

捕獲作業は警戒心の高いニホンジカを増やさないため、1回の捕獲期間を4日間(3夜)とし、捕獲期間を15回設定する。

わな設置基数は、80基とする。また、捕獲作業期間内のわなの撤去は行わず、確実にわなが作動しない状態にしたうえで存置し、全ての捕獲期間終了時に撤去すること。

わなの設置箇所は、誘引餌の設置箇所を基本とし、誘引餌の採食状況が良くない場合には獣道に設置することも可能とする。他の鳥獣の錯誤捕獲を防止する観点から十分に精査し実施すること。

わなの設置は、空はじき防止のため、石や枝条等の障害物を配置しシカが必ず足を置く位置となるよう工夫すること。また、誘引餌の設置箇所にわなを設置する場合には、わなの周囲に障害物を配置し、その周囲にドーナツ状に誘引餌を設置すること。なお、わな稼働時の見回りは、毎日行うこと。

ウ 実施期間

ア及びイの実施期間は、契約締結日の翌日から令和8年1月30日までとする。(捕獲・見回り・給餌による誘引作業・検体・メンテナンス・回収埋設含む)ただし、1回の捕獲期間4日間のうち、2～4日目が土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日にならないようにすること。

エ わなの仕様

別添「貸与物品等一覧表」に記載のわなを委託者から受託者へ貸与し、別紙位置図に示す事業区域内に設置すること。なお、本事業において使用するわなは、群馬森林管理署の所有物のため、事業終了時に返納すること。

受託者所有のわなが貸与予定のわなと同等の効果が認められる場合は、事前に監督職員と協議のうえ、貸与品に替えて使用することも可能とする。但し、代替品が損傷しても補償は行わないので留意すること。

オ 捕獲実施体制

1 日あたりの捕獲体制は 1 班 2 名体制（車両 1 台）を基本とする。（捕獲・見回り・給餌による誘引作業・検体・メンテナンス・回収埋設含む）

カ 林道等の移動距離

オに示す捕獲実施体制の 1 日当たりの車両による林道等の総移動距離は以下の距離を想定する。

林道走行距離 10.0km（平均時速 15km での走行を想定）

一般道走行距離 6.7km（平均時速 40km での走行を想定）

キ 止めさし

安全対策を万全に行い、適切に実施すること。方法は原則、ナイフ、電殺器を使用することとし、安全上これにより難しい場合は監督職員と協議のうえ、その他の方法により行うものとする。

ク 捕獲個体の処理

捕獲個体の処理は、監督職員が指示する場所に縦 0.6m×横 15m×高さ 1m の埋設穴を 2 箇所掘削し、埋設すること。埋設穴は、転落防止対策として、標識の設置等を行うこと。埋設に当たっては、掘り返し防止のため、捕獲個体 1 体につき 2 k g の消石灰を散布した後、50cm 程度の覆土を行うこと。消石灰については、別添「貸与物品等一覧表」に記載の数量を購入し、領収書等の写しを監督職員に提出し、現物の数量等の確認を受けてから使用すること。なお、納品先が受託者の事務所等で、監督職員による現物の確認が厳しい場合は、数量等が確認できる写真での提出でもよいこととする。消石灰が残った場合は、監督職員へ引き渡すこと。

ケ 林道入口における注意標識の設置等

捕獲作業に実施に当たっては、林道の入口等に注意看板等を設置し、有害鳥獣捕獲作業について一般者へ周知すること。また、銃器を使用する場合は、予め関係機関・団体等と調整のうえ、一般者の立ち入りを禁止する措置を講じること。林道ゲートは必ず施錠し、一般車両が侵入しないようにすること。

コ 猟具への標識設置

捕獲に使用する猟具に標識（住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項）を装着し、捕獲作業を行うこと。

サ 捕獲作業における記録の様式

共通仕様書 2. 4. 2（1）業務日誌（日報）、（3）捕獲個体記録票及び 2. 10（3）錯誤捕獲の対応記録は、様式仕 1 から様式仕 3 とする。

(3) シカ捕獲事業影響調査

センサーカメラを用いたシカの生息状況調査を捕獲事業実施前後に行うことで、捕獲事業によるシカへの影響を分析すること。

ア 調査方法

(ア) 設置場所

調査地全体を概観するため、監督職員と協議のうえ選定した場所にカメラを設置すること。本事業では7台を設置すること。

(イ) センサーカメラの仕様

別添「貸与物品等一覧表」に記載のセンサーカメラ及びセンサーカメラ用 SDHD カードを委託者から受託者へ貸与し、別紙位置図に示す事業区域内に設置すること。なお、本事業において使用するセンサーカメラは、群馬森林管理署の所有物のため、事業終了時に返納すること。

受託者所有のセンサーカメラが貸与予定のセンサーカメラと同等の効果が認められる場合は、事前に監督職員と協議のうえ、受託者負担により貸与品に替えて使用することも可能とする。但し、代替品が損傷しても補償は行わないので留意すること。

なお、センサーカメラに使用するアルカリ乾電池等は、別添「貸与物品等一覧表」に記載のとおり受託者が購入し、領収書等の写しを監督職員に提出し、現物の数量等の確認を受けてから使用すること。なお、納品先が受託者の事務所等で、監督職員による現物の確認が厳しい場合は、数量等が確認できる写真での提出でもよいこととする。電池が残った場合は、監督職員へ引き渡すこと。

(ウ) センサーカメラの設定

画質：ノーマル（初期設定から上げなくてよい）

センサーインターバル：0秒とする。ただし、シカがカメラの前に滞在する機会が多く撮影枚数が膨大になる場合は、監督職員と協議してインターバルを検討することとする。

連続撮影枚数：1回に3コマ連続撮影すること。集計はそのうち最も多い数を撮影頭数とする。

(エ) 設置期間

捕獲事業実施の前後各10日間(計20日間)設置すること。ただし、シカ生息密度が高くシカが写る機会が多く撮影枚数が膨大になる場合には設置日数を監督職員と協議すること。

イ 分析

各地点においてシカが写っている撮影枚数をカウントし、撮影されたシカの頭数、性別、成熟度、撮影日、時間等を整理することとし、シカ以外の野生哺乳類についても可能な限り同定すること。また、シカまたはカモシカの撮影状況については、様式仕5「ニホンジカ等撮影状況一覧」に取りまとめ、地点ごとに実施前と実施後で比較を行い、撮影枚数が増加した・減少したかを判別すること。

なお、個体を識別して修正することは行わない。ただし、センサーインターバルが0秒の場合において、明らかに連続して撮影されている際には修正する必要がある。

(4) 報告書の作成

上記(1)の事業計画書、(2)の捕獲に係る一連の作業の実施結果及び記録・写真及び実施状況、(3)の調査分析・考察等について報告書を作成すること。

5 成果の報告

(1) 報告書の提出期限及び提出場所

報告書の名称は、「倉渕・細野地区有害鳥獣（ニホンジカ）の誘引捕獲委託事業(R 6 明許)報告書」とする。

受託者は、上記4(4)のとおり報告書を取りまとめ、以下のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

令和8年2月13日（ただし、令和8年1月30日までに結果の概要ととりまとめの方向を監督職員に報告し、打ち合わせること。）

イ 提出場所

群馬森林管理署（群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号）

ウ 報告書の仕様及び数量

(ア) 報告書3部 カラーA4版左とじ、両面印刷とする。なお、pdf形式のデータを(イ)に保存すること。

(イ) 電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）3部

納入する電子媒体には、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付するとともに、事業名称等を印字して納入すること。なお、電子データのアプリケーションソフトについては、Microsoft 社 Windows10 以上で表示可能なもの及び以下の仕様とする。

- ・ 文書：ワープロソフト(Microsoft 社 Word2016 以上)
- ・ 表計算：表計算ソフト(Microsoft 社 Excel2016 以上)
- ・ 画像：JPEG 形式

(ウ) 報告書納入後に受託者側の責めにより不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(2) 報告書作成の留意事項

報告書の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日変更閣議決定）に適合した製品を使用すること。

6 その他

(1) 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類などを整備しなければならない。なお、人件費明細書及び直接作業時間を確認することができる書類については、検査の際に提示しなければならない。

(2) 放射線障害防止措置

受託者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(3) 群馬県全域に野生鳥獣肉の出荷が制限されていることから、共通仕様書 3. 1. 6 (4) に定める食肉利用はできないものとする。

(4) C S F（豚熱）対策について

C S F（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県における C S F 対策を熟知して適切な対応に努めること。

(5) 支払対象

本事業では、捕獲目標頭数を定めるものの捕獲実績による支給ではなく、捕獲事業に要した費用について支給する。ただし、正当な理由なくして事業を行わなかった日については、減額の対象とし、その日数に応じて双方協議の上、決定するものとする。

なお、林外の焼却施設及び加工施設への運搬費用並びに焼却処分費用については、支給対象外とする。

(6) 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない。（本事業で捕獲したニホンジカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金等を受領してはならない。）

「倉渕・細野地区有害鳥獣（ニホンジカ）の誘引捕獲委託事業（R 6 明許）」
誘引作業日報

実施日	令和	年	月	日	()	天 候	記入者
誘引方法						従事者数	名
誘引資材						1 箇所当たりの資材量	
従事者名							

誘引状況

捕獲場所	誘引状況		付近の状況	備考
	前回設置分	今回設置分		
	1. (ほぼ) 全て無くなっていた 2. 半分程度無くなっていた 3. (ほぼ) 全て残っていた	1. 設置した 2. 設置しなかった	1. シカがいた 2. 痕跡あり（足跡、糞等） 3. 痕跡なし	
	1. (ほぼ) 全て無くなっていた 2. 半分程度無くなっていた 3. (ほぼ) 全て残っていた	1. 設置した 2. 設置しなかった	1. シカがいた 2. 痕跡あり（足跡、糞等） 3. 痕跡なし	
	1. (ほぼ) 全て無くなっていた 2. 半分程度無くなっていた 3. (ほぼ) 全て残っていた	1. 設置した 2. 設置しなかった	1. シカがいた 2. 痕跡あり（足跡、糞等） 3. 痕跡なし	

所見（実施おける課題等）

「倉渕・細野地区有害鳥獣（ニホンジカ）の誘引捕獲委託事業（R 6 明許）」
捕獲作業日報

実 施 日	令和	年	月	日	()	天 候	記 入 者	
捕獲方法				捕獲頭数		頭	従事者数	名
従事者名（役割についても明記する）								

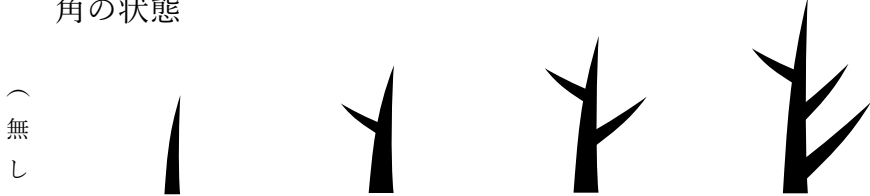
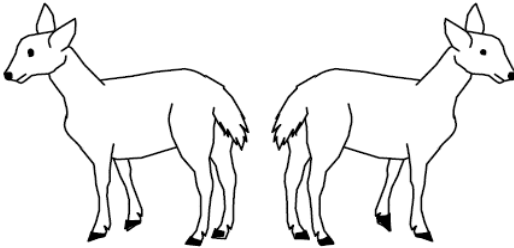
捕獲内容

捕獲場所	捕獲頭数		メッシュ番号	埋設場所	備 考
	オ ス	メ ス			

所見（実施おける課題等）

「倉渕・細野地区有害鳥獣（ニホンジカ）の誘引捕獲委託事業（R 6 明許）」

捕獲個体記録票

捕獲年月日	令和 年 月 日 ()	
記入者氏名		
獣種名	シカ・イノシシ・クマ・ニホンカモシカ・その他 ()	
捕獲方法	くくりわな・銃・囲いわな・はこわな・その他 ()	
捕獲場所	() 市・町・村 () () 国有林 () 林班 () 小班	
メッシュ番号		
性 別	オス ・ メス	
オスの場合	角の状態 (無し) 	
メスの場合	妊娠の有無	あり ・ なし ・ 不明
	胎児の性別	オス ・ メス ・ 不明
	乳汁の分泌	あり ・ なし ・ 不明
成獣・幼獣別	成獣 ・ 幼獣	
体 重	kg (実測 ・ 全重量)	
切歯・犬歯	全て永久歯 ・ 全て乳歯 ・ 永久歯 本 ・ 乳歯 本	
着弾位置		
処置概況	埋設 ・ 焼却 ・ 食肉加工 ・ その他 ()	
備 考		

[illegible]